

令和3年第1回定例会 総務文教常任委員会審査記録（第2日目）

- 1 日 時 令和3年3月8日（月） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第15号 村上市地方創生応援基金条例制定について
- 4 出席委員（7名）
- | | | | |
|----|-----------|----|-----------|
| 1番 | 渡 辺 昌 君 | 2番 | 木 村 貞 雄 君 |
| 3番 | 本 間 善 和 君 | 4番 | 高 田 晃 君 |
| 5番 | 佐 藤 重 陽 君 | 7番 | 河 村 幸 雄 君 |
| 8番 | 小 杉 武 仁 君 | | |
- 5 欠席委員
なし
- 6 傍聴議員（6名）
- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 上 村 正 朗 君 | 菅 井 晋 一 君 | 富 樫 雅 男 君 |
| 稲 葉 久美子 君 | 姫 路 敏 君 | 大 滝 国 吉 君 |
- 7 地方自治法第105条による出席者
議 長 三 田 敏 秋 君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者
- | | |
|-------------------|-------------|
| 副 市 長 | 忠 聡 君 |
| 総 務 課 長 | 竹 内 和 広 君 |
| 同 課 参 事 | 小 川 智 也 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 東 海 林 豊 君 |
| 同 課 企 画 政 策 室 長 | 田 中 和 仁 君 |
| 自 治 振 興 課 長 | 渡 辺 律 子 君 |
| 消 防 長 | 鈴 木 信 義 君 |
| 選 管 ・ 監 査 事 務 局 長 | 佐 藤 直 人 君 |
| 荒 川 支 所 長 | 平 田 智 恵 子 君 |
| 神 林 支 所 長 | 石 田 秀 一 君 |
| 朝 日 支 所 長 | 岩 沢 深 雪 君 |
| 山 北 支 所 長 | 斎 藤 一 浩 君 |
- 10 議会事務局職員
- | | |
|-----|---------|
| 局 長 | 小 林 政 一 |
| 次 長 | 内 山 治 夫 |

（午前10時00分）

委員長（小杉武仁君）開会を宣する。

日程第1 議第15号 村上市地方創生応援基金条例制定についてを議題とし、5日に引き続き質疑を再開する。

（質 疑）

高田 晃 おはようございます。5日に引き続きということで、再度5日の審議の整理を自分

なりにもしたいなと思って、繰り返しの質問になるかもしれないけれども、ちょっとよろしくお願ひしたいと思う。まず、この基金条例だが、村上市地方創生応援基金条例ということで、5日の日も私聞いたが、この企業版ふるさと納税、これは国、内閣府だけれども、内閣府が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附するものだという事だと思ふのだが、そして本市においてこの内閣府に認定を受けた地方再生計画、地方再生法に基づいた地方計画だが、これはスケートボードの聖地「むらかみ」セカンドプロジェクト、ここに活用するものだと。言い換えれば、この企業版ふるさと納税は、今言ったスケートボードの聖地「むらかみ」セカンドプロジェクト以外には使えないのだという理解でよろしかったか。

企画財政課長

おはようございます。今委員おっしゃったとおり、今現在の村上市においては、地域再生計画ということで内閣府のほうから認定を受けているのは、スケートボードの聖地「むらかみ」セカンドプロジェクト、これだけであるので、今いただく寄附については、そこにしか活用ができないということである。

高田 晃

また、整理のためだが、そうするとこの条例の第1条の設置、ここに地方再生法というものがあるが、この第5条4項2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業とあるのだが、これもただその後私いろいろ調べてみると、ここでもいわゆるこの活用事業に使うこと、さらには内閣府の政令で定めた要件に合致する事業に活用するという事なので、これを見ると当然まち・ひと・しごと創生法イコールこのスケボー創生事業というふうな捉え方でいいのか。

企画財政課長

この法律に基づいて、先ほどのちょっと話とダブってしまうのだけれども、この法律、この条文に基づいて今うちのほうで国のほうで認定を受けているというのは、スケートボードの聖地「むらかみ」事業ということなので、あえて国のほうとの審査もあったわけだけれども、これで内閣府のほうではそれ以外に使うということはいけないということだから、特にこれで問題がないということのやり取りがあったということである。

高田 晃

ありがとうございます。質疑がないので、もう一点だけ私。これも確認だが、5日の日にこの第3条2項の有価証券云々についての質疑があったが、よくよく私もちょっと調べてみると、村上市に11の基金条例あるが、これ中身見るとほとんどないのが1つだったか。あと、ほとんどこの第3条2項、条項は違うかもしれないけれども、この有価証券に替えるというふうな条文が入っているね。それでよろしいか。

企画財政課長

そのとおりである。

高田 晃

そうすると、私も当初これ見たときに、確かに有価証券という文言が変えることというのが果たして必要なのかなと思ひながらいろいろ調べてみると、直近では平成31年の3月、この森林環境整備基金、これを創設、条例化したときにもこの文言が入っているので、その時点で議会で可決した条例、また同じような基金条例で、この有価証券が云々という話がされるのは、ちょっと整合性が取れないかなというふうなことで、それで間違いないよね。

企画財政課長

この件については、先週の委員会でもちょっとご説明させていただいたけれども、なかなか今までの基金条例の定型的な形の中で入れさせてもらったというところが大きいのだが、実際にこの前申し上げたとおり、有価証券までのその運用というのは、なかなか今までも事例というのはないのだけれども、一番幅広に有利な方法という中の手法の一つとして、規定を今までの基金条例に倣って今回も入れさせていただいたということである。

(動 議)

本間 善和 ただいまの議第15号 村上市地方創生応援基金条例制定について、修正案を出したいと思う。よろしく願います。

小杉委員長 ただいま本間善和委員ほか2名の委員から本案に対する修正案の提出があった。直ちに修正案を配付させる。

委員長 (小杉武仁君) 暫時休憩を宣する。

(午前10時08分)

委員長 (小杉武仁君) 再開を宣する。

(午前10時09分)

(説 明)

本間 善和 修正案の提出理由について述べさせてもらう。設置第1条の修正案である。何の寄附活用事業に充てる経費の財源を積み立てる基金条例を設置するのかを市民の目線で市民の皆様丁寧に分かりやすくするため、原案に事業名称であるスケートボードの聖地「むらかみ」セカンドプロジェクトの追加修正をお願いするものである。よろしくご審議お願い申し上げます。以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

【討 論】

小杉委員長 最初に、原案に賛成の討論を許す。

渡辺 昌 1日目、2日目の質疑のやり取り、そして理事者側の答弁を聞いて十分理解できた。この条例、原案のまま間違いなく運営できると思うので、原案について賛成いたします。

小杉委員長 次に、原案修正案に反対の討論を許す。ないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小杉委員長 次に、原案に賛成の討論を許す。

高田 晃 私も、5日の日から今日の日までいろいろ自分でも悩みながら今日を迎えたわけだが、そもそもこの条例、確かに一目瞭然、文字を見てその裏にあるものが分かるようなものでなければ、あったほうがいだろうふうに私も考えている。ただ、状況が状況でちょっと変わってきたこともあるし、もう一つは今私再確認の意味で先ほど質疑させていただいたこの第1条の条文、これはまさに裏にあるそのスケートボードの創生事業、いわゆるスケートボードの聖地「むらかみ」セカンドプロジェクト、ここに活用するのだということが読み取れるということで私も理解した。そして、さらにこの条文を、確かに今修正案出た、これ分かりやすい文言で記載されているが、市民の方々の市民目線で市民にも理解できるということは理解できるのだが、この基金が市民の皆さんに報告する、あるいは説明するというふうな段階で、この条文が一々ついていくことはあまりないのかなど。のであれば、あるいはこの基金条例を市民の皆さんに周知する上で十分な説明をすること。そして、5日の日に私言ったは、できるかどうかあれだが、愛称のようなもの、これが見て当然この

基金がこういうこと使われるのだなというような、ちょっと思いつきであれだが、例えばスケートボード夢基金とか、そんなふうな愛称、セカンドネームみたいなのを付してこれを紹介することによって、市民の人たちの理解を得るというには足りることなのではないかなというふうに思うので、この原案でいっても私個人的にはよろしいのではないかなというふうに思う。以上だ。

小杉委員長
佐藤 重陽

最後に、修正案に賛成の討論を許す。

私前回の委員会でも話したが、今高田委員大分気持ちが変わったようであるが、名は体を表す、これはやっぱり大事なことだと思う。ただ、前回の委員会の中で、総務省だったかどこかに確認を取ったら、名称の変更はかなわぬと。しかし、条文についてはいいよと、こういうことであった。今日本間委員が提案したように、それに抵抗すること自体私も理解できない部分もあるのだけれども、修正案ということに対して抵抗があるのか、出した人に抵抗があるのか、それは分からないけれども、やはり市民に分かりやすい条例にするということは当然だろうと思う。今回の場合は、名で体は表せないけれども、せめて条文の中で市民が見てもすぐ通じるようにするには、今回の修正案というのは至って自然なものであって、そう高度なものを高度な変化球を投げて変えようとか、そういう複雑な問題でないはずなのに、何やら無理した強い考えを出しているなど。だって、分からないより分かりやすいほうがいだろうというだけの単純な話がなぜ理解できないのかなという私の、それが今の問題かなと。本当であれば、自由討議をさせていただいて、ディベート的なものでこういう問題が解決できればそんないいことはないかなと思っているのであるが、今回はまだそこまでも委員会に至っていないようなので、これ以上のことは望まないが、やはり一番には市民に分かりやすいように。そこで、非常に問題があるのだとすれば、これが総務省なんりの問題でかなわぬ問題なのだということであれば、それはもう致し方ないけれども、そういう無理のない限りは、少しでも分かりやすい条例にするほうが親切だったのではないかなという思いで修正案に賛成させていただいている。以上だ。

小杉委員長

佐藤委員に申し上げる。他者、討論者への批判はお控えください。よろしく願いいたす。再度、原案賛成者の討論を許す。ないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小杉委員長
木村 貞雄

修正案賛成者の討論許す。

昨日は、数多くの議論あったのだけれども、今ほども話の話題になっているけれども、私は市民目線で、別にこれ面倒な言葉でもないし、分かりやすいし、やはり反対するわけでもないし、修正案これ1か所修正しても、国のほうでも認めてくれたということなので、分かりやすいこういった条例案にしたほうがいいと思う。私も、ずっと市の条例見ても、設置からそれに至ってこの順序というのはみんな同じようなので、やはりこういった機会に分かりやすい名称で、別にこれ問題がある言葉でもないの、私は修正案に賛成する。

小杉委員長

修正案賛成者の討論を許す。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小杉委員長

よろしいね。これで討論を終わる。

議第15号の修正案について起立による採決を行った結果、可否同数であったが、委員長は否決と裁決。よって、修正案は否決と決定。次に、原案について起立による採決を行った結果、可否同数

であった。委員長は可決と裁決。よって、原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長（小杉武仁君）閉会を宣する。

（午前10時23分）